建設仮勘定の精算事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| だいせん聴覚高等支援学校 | 　令和２年度の財務諸表（貸借対照表）において、建設仮勘定に計上されている下記の内容を確認したところ、工事が完了し、供用が開始されているにもかかわらず、建設仮勘定に計上されたままとなっていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 契約件名 | 契約金額 | 未精算額 |
| 平成31年度 | 管理教室棟女子トイレ改修工事 | 2,435,950円 | 2,435,950円 |
| 令和２年度 | 実習棟３階ライフサポート科教員室他空調設備設置工事 | 2,409,000円 | 2,409,000円 |
| 令和２年度 | ＧＩＧＡスクール構想に係るＬＡＮ工事 | 1,925,550円 | 1,925,550円 |

 | 　当該建設仮勘定の金額については、精算等の処理を速やかに実施されたい。　また、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。【大阪府財務諸表作成基準】（固定資産の分類及び計上）第15条　固定資産の計上は次のとおりとする。(7)建設仮勘定　　　行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。【建設仮勘定取扱要領】（建設仮勘定の精算）第４条　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。【大阪府公有財産台帳等処理要領】（台帳の異動登録）第５条２　異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第１号（府以外からの取得の場合に限る。）及び第３号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。(3)建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産の増改築等は、供用開始日。 | 過年度の建設仮勘定精算は所属では行えないため、会計局会計指導課に修正を依頼し、本資産勘定への精算処理を行った。また、資産となるものについては、公有財産台帳の修正を行った。今後は、建設仮勘定の精算処理等について、正しく理解し、適正な事務処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年１月18日）